

厚生労働省令第七十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十三号を第四百十六号とし、第三百六十二号から第四百十二号までを二号ずつ繰り下げ

、第三百六十一号を第三百六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十四 5・メチル・6・7・ジヒドロ・5H・シクロペンタピラジン

別表第一中第三百六十号を第三百六十二号とし、第三百十号から第三百五十九号までを二号ずつ繰り下げ

、第三百九号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一 2・（3・フェニルプロピル）ピリジン

別表第一中第三百八号を第三百九号とし、第五百五十六号から第三百七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

百五十六 2・3・ジエチル・5・メチルピラジン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。